

非常勤職員取扱要綱

制定 令和2年3月3日区長決定 要綱第49号

(趣旨)

第1条 この要綱は、非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年12月品川区条例第29号）および品川区非常勤職員規則（昭和38年6月品川区規則第13号）に定めがあるものを除くほか、品川区に勤務する非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に定める特別職の職員をいう。以下「職員」という。）の任用等に関し必要な事項を定める。

(職および職務内容)

第2条 職員の職および職務内容は、別表のとおりとする。

(任用)

第3条 所属長は、職員を任用しようとするときは、その20日前までに任用調書（第1号様式）を総務部長に提出し、任用申請を行うものとする。

2 職員の任用基準は、別表のとおりとする。

(任期)

第4条 職員の任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で任命権者が別に定める。

(分限、服務等)

第5条 職員の分限、服務等については、品川区非常勤職員規則の定めるところによる。

(勤務時間等)

第6条 職員の勤務の形態は週29時間以内とし、1日の勤務時間は休憩時間を除き7時間45分以内とする。

2 職員の勤務日および勤務時間は、別表のとおりとする。

3 職員の休憩時間は、正規職員の例による。

(報酬)

第7条 職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(災害補償)

第8条 職員に対する公務上の災害または通勤による災害に対する補償は、労働者災

害保険法（昭和22年法律第50号）および特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年特別区人事・厚生事務組合条例第8号）の定めるところによる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、職員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

別表（第2条、第3条、第6条および第7条関係）

職	職務内容	任用基準	勤務日・勤務時間	報酬額
区政相談員	管理職が対応を迫られている常習的な、また悪質な要求を行う者への対応およびその対応に関する相談・助言、研修の実施、その他関連する職務	行政に係る不当な要求への対応に知識と経験があり、職員からの相談に対して的確な助言をすることができ、直接対応することができる者	所属長が定める日・時間	月額 84,000円
訟務員	法律に関する相談・助言、その他関連する職務	弁護士の資格を有し、行政に関し豊富な知識を有する者	所属長が定める日・時間	月額 150,000円
観光アドバイザー	品川区の観光振興に関する相談・助言および調査に関連する職務	国内や海外の観光情勢に精通し品川区観光振興協議会をはじめとする区内の観光関連団体等に指導や助言をすることができる学識経験者	所属長が定める日・時間	月額 50,000円

医師(福祉事務所)	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく医療扶助の要否の判定および助言・指導に関する職務	医師の資格を有し、職務の遂行に必要な知識または能力を有する者	所属長が定める日・時間	月額 165,000円
医師Ⅰ(保育園)	園児の健康診断および健康相談等に関する職務	医師の資格を有し、乳幼児の扱いに習熟した者	年2回の健康診断および新入園児の健康診断、また救急措置時において所属長が定める日・時間	月額 40,500円
医師Ⅱ(保育園)	園児(零歳児を含む)の健康診断および健康相談等に関する職務	医師の資格を有し、乳幼児の扱いに習熟した者	年2回の健康診断および新入園児の健康診断、また零歳児の健康診断や救急措置時において所属長が定める日・時間	月額 62,500円
医師Ⅲ(保育園)	特別支援児の保育や保護者への対応に関する助言・指導等に関する職務	医師の資格を有し、乳幼児の扱いに習熟した者	年20回の定例的な巡回指導、また緊急相談時において所属長が定める日・時間	月額 62,500円
歯科医師(保育園)	園児の定期歯科検診、健康相談等に関する職務	歯科医師の資格を有し、乳幼児の扱いに習熟した者	年2回の定期歯科検診および健康相談、年1回の在園児に対しての歯磨き指導と保護者への歯科健康指導、救急処置時において所属長が定める日・時間	月額 19,800円
医師(保健)	保健所における	医師の資格を有	所属長が定める	日額 2

所)	医師の職務	し、公衆衛生行政に関して高度の知識・経験を有する者	日・時間	7, 800円
歯科医師(保健所)	保健所における歯科医師の職務	歯科医師の資格を有し、公衆衛生行政に関して高度の知識・経験を有する者	所属長が定める日・時間	日額 27, 800円
産業医	労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第14条および第15条に規定する職務	医師の資格および産業医資格を有する者	月8時間および所属長が定める日・時間	月額 144, 000円
			月4時間および所属長が定める日・時間	月額 72, 000円
			月2時間および所属長が定める日・時間	月額 36, 000円
心理カウンセラー	職員の精神面のカウンセリングおよび指導に関する職務	精神衛生相談に関し知識・経験を有する者	月2日および所属長が定める日・時間	月額 32, 000円